

令和6年3月15日

令和6年度奨学生募集要項

兵庫県加古郡稲美町国岡 519 番地
(J Aビル2階)
公益財団法人 福 嶋 育 英 会

1. 趣旨

本育英会は、学業優秀、品行方正、身体強健で修学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対し奨学金を給与し、また年2回補導を実施し、よって社会で有用の人材を育成することを目的としています。

2. 奨学生の資格

- (1) 兵庫県下の大学・高等専門学校・高等学校に在学する者、又は兵庫県出身者（親又は親権者の現住所が兵庫県内）で兵庫県外の大学又は高校に在学する者（但し留学生は除く）
- (2) 学業・人物ともに優秀で、向学心を有し学資の援助を受けることが必要であると認められる者
- (3) 在学の学校長によって推薦された者
- (4) 本要項に定める申請書類を提出した者
- (5) 医学部、歯学部等修業年限6年の学部 に在学する者を除く

3. 採用人員

本年度の奨学生の採用人員は新入学の一年生で合計13人です。（御校・御学より1名ご推薦願います）

高等学校	5人
高等専門学校	1人
大 学	7人
合 計	13人

4. 奨学金の額と給与の方法

(1) 奨学金の給与月額

高等学校	17,000円
高等専門学校	20,000円
大 学	40,000円

(2) 給与期間

在学する正規の最短修業年限とします。

(3) 奨学金の交付方法

奨学金は3カ月分を合わせて一定日に在学中の学校宛に送金しますので、学校から各奨学生に交付していただきます。

5. 奨学金の休止・停止・廃止

- (1) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき
- (2) 学業又は品行などの状況により指導上必要があると認めたとき
- (3) 負傷疾病などのため成業の見込がなくなったとき
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 在学中処分を受け学籍を失ったとき

6. 手続き

(1) 提出書類

奨学金の給付を受けようとする者は、次の書類を整え、在学する学校を経て申請して下さい。

①奨学生推薦書（成績証明書添付 但し大学1年生については高等学校の成績証明書又はその写、高専・高校の1年生については中学校の成績証明書又はその写）

②奨学生願書 ③履歴書 ④身上調書

以上、記入用紙同封

⑤住民票 ⑥健康診断書 ⑦前年度所得証明書〔源泉徴収票又は確定申告書の控（写）〕

7. 提出期限

令和6年5月10日（金） ※期限厳守

8. 提出先並びに問合せ先

〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡519番地 （JAビル2階）

公益財団法人 福嶋育英会 担当／大竹

TEL/FAX 079-492-0115

9. 決定及び通知

奨学生の採否の決定は、本財団の選考委員会の選考を経て理事長が決定し、その結果を書面により学校長及び本人に通知します。

10. 奨学生の義務

- (1) 奨学金は給与ですから返済の義務はありません。
- (2) 奨学生は毎年度末に、学業成績及び生活状況報告書を理事長宛提出していただきます。
- (3) 学業に励み、健康に注意し、奨学生にふさわしい態度と行動をとらなければなりません。
- (4) 本財団の奨学金給与規定その他の規定を守り、本財団及び学校の指示に従い必要な手続きを怠りなくするものとします。
- (5) 誓約書の提出並びに奨学金給付規程に基づく保証人を定め、届出が必要となります。
- (6) 年2回実施される講演会・講習会に出席すること。（原則として、2回連続欠席した場合、奨学金の支給が停止される場合があります。）

以 上